

国家承認

国際法の主体としての国家

→新国家成立に他国から「承認」されることはどのような意味を持つのか？

【教科書：pp.68-72】

I. 承認

- 承認とは：
- 承認が行われるのは：
 - 国家承認
 - 政府承認
 - 国家領域変動の承認
- 承認の性格
 - 分権的性質（相対主義）
 - 一方的性格
- 承認の方式
 - 法的承認と事実上の承認
 - 明示の承認と黙示の承認
 - 国際機関の加盟と承認

II. 国家承認の法的効果

- 性質論争
 - 創設的効果説
 - 宣言的効果説

III. 国家承認の要件

- 「文明国」の要件（国家についての「正統主義」）
 - 「創設的」効果説
 - 欧米内部の国家
 - 欧米以外の国家
 - ◇ 「入会承認」としての国家承認
 - ◇ 「不平等条約」の意味

- 実効性の要件
 - 国家観の相対化?
 - ◇ 国家の多様化
 - 「文明国」 → 「平和愛好国」 ?
 - ◇ 自決権の尊重
 - 「宣言的」効果説か「創設的」効果説か?
 - 実効性の要件
 - ◇ 国家要件の客観化
 - ◇ 国家三要件
 - 領域
 - 住民
 - 実効的支配
 - ◇ 問題点
 - 国際的なコントロール?
 - 旧植民地国の「承認」
 - 崩壊国家?
- 合法性の要件
 - 逆の意味での「創設的」効果説?
 - 「集団的」不承認の実行
 - ◇ 違法な武力行使の結果誕生した国家
 - スティムソン・ドクトリン
 - イラクのクウェート併合
 - 「北キプロス共和国」
 - 問題点?
 - ◇ 自決権に反して誕生した国家
 - 南ローデシア
 - バンツースタン (南ア)
 - ◇ その他 (人権、民主主義、少数者保護、核兵器、テロ)
 - 旧ソ連、旧ユーゴ、チェコ・スロバキア
 - 問題点

IV. 未承認国の地位

- 国際的「地位」の尊重
- 各国国内裁判所における地位 (各国国内法上の問題)
 - 英米法方式
 - 日本?